

令和 2 年 4 月 1 0 日

保護者 様

朝霞市立朝霞第四中学校長  
土橋 徹嘉

### 臨時休校中における学校の校庭開放の延長について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について、ご理解・ご協力をいただきまして、ありがとうございます。

さて、5月6日（水）までの臨時休業の延長を受け、朝霞市教育委員会からの生徒の健康保持、運動の機会の確保を鑑みて、校庭開放の実施期間を延長いたします。

つきましては、下記のとおりといたしますので宜しくお願いします。

#### 記

##### 1 校庭開放延長期間等について

(1) 期 間 令和2年4月13日（月）～5月1日（金）

※ただし、土曜日、日曜日、祝日は開放していません。

(2) 時 間 午後1時から午後4時

(3) その他

- ・本校の在籍生徒のみ利用できます。
- ・体温チェックなど体調を確認し、発熱や風邪等の症状がある際には、利用しないでください。
- ・来校方法は徒歩とし、自転車等での来校は禁止します。
- ・校庭開放のみで、校舎内や体育館（トイレは除く）等には入れません。
- ・トイレは体育館トイレのみ使用可。
- ・服装は本校の体育着・ジャージとします。
- ・持ち物は、学校生活に準じます。スマートフォン等学校生活に不必要なものは禁止します。飲み物が必要な場合は水筒等を利用しましょう。
- ・ボール等、学校備品の貸し出しは行いませんが、バレーボール・バスケットボール・サッカーボール等、普段の昼休みの開放で行われている活動に準ずる用具等（柔らかいボール等）の持参は可とします。木製・金属製のバットや堅いボールの使用は禁止します。
- ・校庭開放は教育活動ではないため、行き帰りの事故や怪我は保護者の責任となり、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付の対象にはなりませんので、ご承知おきください。